

图表1 自転車利用者への指導警告票の交付件数都道府県別ベスト5

	2009年	2010年	2011年(1月~8月)
1位▶ 埼玉県	52万 8682件	51万 777件	34万 9108件
2位▶ 兵庫県	23万 8433件	26万 2400件	18万 3579件
3位▶ 京都府	22万 6638件	23万 2724件	18万 153件
4位▶ 神奈川県	19万 330件	警視庁 21万 5901件	群馬県 10万 3101件
5位▶ 大阪府	18万 4892件	大阪府 15万 3900件	大阪府 9万 9721件

*各年12月末の数値(ただし2011年は8月末の数値) *都道府県警察からの報告数値

警察の真の狙いは
交通利権の拡大?

全国平均より高いとはいえ、東京や埼玉の自転車だけがとりわけ悪質とも考えにくく。とすれば、なんらかの意図によって、現場で意図的な取締りが行なわれているとみたほうがいいだろう。その上、今後、さらに取締りが強化されるとなれば、いついかんなることが起きるだろう。当然、

自転車利用者から次のような悲鳴が上がることが予想される。「クルマには反則金制度があるのに、なぜ自転車だけいきなり交通キップによって検挙され、前科のつく罰金刑を受けなければならぬのか?」

反則金制度とは、軽微な違反について反則金を納めさせることで特別交付金として自治体に交付され、標識や信号機など交通施設整備に使われる。

自転車の取締りについて、指導警告と赤キップによる検挙との間に「中間的な制度(つまり反則金制度)が設けられることが多い」とされている。

ただ、自転車には免許制度がないため、違反した自転車利用者の特定が難しいなど、反則金制度導入にはハードルがあることも事実。なので、免許制度の創設とセットで反則金制度が導入される可能性もありそうだ。

あるいは、別の处罚制度の創設も考えられる。交通ジャーナリストの今井亮一氏が語る。

「自転車を購入する際、現在、任意で行なっている防犯登録を義務化すれば、自転車の所有者は確実にわかるようになります。そして、自転車の所有者に、クルマの駐車違反に対する「放置違反金」のような行政制裁金として、直接自治体の収入になる「自転車違反金」を科すのです。自転車の取締りも民間委託して、「自転車監視員」

による取締りにすれば、現場の警察官の負担も増えません。私は、反則金制度より自転車違反金の創設を警察庁は考へておられるのではないかと思います」

こうした制度であれば、取り締まるほど自治体収入は増え、警察予算も獲得しやすくなる。また、再就職先にできるつてわけだ。

現在、マスクミを含めて自転車に対する取り締まられて当然の悪質&危険な自転車が存在する以上、取締り強化は当然だろう。しかし、前述したように、恣意的とも思える取締りが引き続き行なわれるとすれば、「警察は新しい处罚制度を創設するための世論形成を狙っているのではないか」と受け取られても仕方がないのではないか。

前出の高山弁護士が語る。

「自転車の交通安全を図るために

でも、自転車の取締りについて、指導警告と赤キップによる検挙との間に「中間的な制度(つまり反則金制度)が設けられることが多い」とされている。

ただ、自転車には免許制度がないため、違反した自転車利用者の特定が難しいなど、反則金制度導入にはハードルがあることも事実。なので、免許制度の創設とセットで反則金制度が導入される可能性もありそうだ。

あるいは、別の处罚制度の創設も考えられる。交通ジャーナリストの今井亮一氏が語る。

「自転車を購入する際、現在、任意で行なっている防犯登録を義務化すれば、自転車の所有者は確実にわかるようになります。そして、自転車の所有者に、クルマの駐車違反に対する「放置違反金」のような行政制裁金として、直接自治体の収入になる「自転車違反金」を科すのです。自転車の取締りも民間委託して、「自転車監視員」

による取締りにすれば、現場の警察官の負担も増えません。私は、反則金制度より自転車違反金の創設を警察庁は考へておられるのではないかと思います」

こうした制度であれば、取り締まるほど自治体収入は増え、警察予算も獲得しやすくなる。また、再就職先にできるつてわけだ。

現在、マスクミを含めて自転車

に対する取り締まられて当然の悪質&

クルマのような反則金制度がなく、最悪の場合は“赤キップ(=罰金)”という重すぎる十字架を背負わざる自転車。近年、自転車への取締りが強化されるなか、そこには警察のあるもくろみがあるように思えてならない。

『車道走行厳格化』で 自転車へのキビシすぎる 「赤キップ制度」が見直し?

ケーサツが
こっそりと狙う?
自転車

【反則金制度】導入のシナリオ



自転車事故の増加や、両輪にブレーキをつけていない違法自転車が流行していること、取締りを強化する警察

右往左往する 自転車の位置づけ

「自転車は結局、車道と歩道、どちらを走ればいいの?」

10月25日、警察庁は「自転車は車両であることを徹底させる」

「自転車通行可の道路標識がある場合などには歩道通行が許されたのだ。とはいって、歩道通行ができる例外規定もあり、自転車利用者が戸惑うのは無理もない」などを内容とする、自転車に関する総合対策を新たに打ち出した。

自転車は車道通行が原則なのだが、自転車通行可の道路標識がある場合などには歩道通行が許されたのだ。とはいって、歩道通行ができる例外規定もあり、自転車利用者が戸惑うのは無理もない」などを内容とする、自転車に関する総合対策を新たに打ち出した。

自転車はこれまで自転車は歩道を走るものという流れをつくってきました。今回は逆に歩道から車道へというのですから、市民が混乱するのも当然です。そもそも、道路交通行政上、長年にわたって自転車の位置づけをあいまいにしてきたことが大きな問題です」

「警察はこれまで自転車は歩道を走るものという流れをつくってきました。今回は逆に歩道から車道へというのですから、市民が混乱するのも当然です。そもそも、道路交通行政上、長年にわたって自転車の位置づけをあいまいにしてきたことが大きな問題です」

自転車は道路交通法で「軽車両」と規定されているが、運転免許制度もなく、道路交通法の知識がなくとも、誰でも自由に乗れる便利な乗り物。なのに、いきなりクルマと

自転車はこれまで自転車は歩道を走るものという流れをつくってきました。今回は逆に歩道から車道へというのですから、市民が混乱するのも当然です。そもそも、道路交通行政上、長年にわたって自転車の位置づけをあいまいにしてきたことが大きな問題です」

自転車は道路交通法で「軽車両」と規定されているが、運転免許制度もなく、道路交通法の知識がなくとも、誰でも自由に乗れる便利な乗り物。なのに、いきなりクルマと

同じ車道を走れというのだ。

しかも、交通違反の自転車に対する指導・取締りを強化すると

しては指導・取締りを強化すると

いう。違反自転車には「指導警告票」を交付。指導警告に従わない

場合には、いきなり刑事罰を科す

悪質な自転車。あるいは、ブレー

キ装置のない危険な競技用自転車に乗るのもちよつとした緊張感が加わりそうだ。

実は、警察は2006年から自転車の取締りを強化し、左ペーパー

下のグラフ(図表2)のように、交通キップによる検挙件数が激増している。それと、今回、あらためて「自転車は原則車道を走るもの」

が、自転車通行可の道路標識がある場合などには歩道通行が許されたのだ。とはいって、歩道通行ができる例外規定もあり、自転車利用者が戸惑うのは無理もない」などを内容とする、自転車に関する総合対策を新たに打ち出した。

自転車は車道通行が原則なのだが、自転車通行可の道路標識がある場合などには歩道通行が許されたのだ。とはいって、歩道通行ができる例外規定もあり、自転車利用者が戸惑うのは無理もない」などを内容とする、自転車に関する総合対策を新たに打ち出した。

自転車は車道通行が原則なのだが、